

# 沖縄県立 小禄高等学校 部活動に係る活動方針

## 部活動基本方針

本方針は、本県教育委員会が定める「部活動等の在り方に関する方針（令和3年12月改定版）」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化的環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- (1) 校訓である「明朗・清廉・誠実・敬愛」に基づき、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点を踏まえて、文武両道に努める。
- (2) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようとする。
- (3) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

## 1 適切な運営のために

- (1) 部顧問は、「年間の活動計画（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）」を作成し校長へ提出する。
- (2) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部を設置する。
- (3) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営に鑑み、適切な人員配置となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

- (1) 校長、部顧問及び指導者は、「部活動等の在り方に関する方針（令和3年12月改定版）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ① 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
  - ② 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
  - ③ 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
  - ④ 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
  - ⑤ 部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
- (2) 運動部部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることやスポーツ障害・外傷のリスクを高めないように注意する。
  - ① 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
  - ② 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
  - ③ 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

### 3 部活動の休日及び活動時間

- (1) 学期中の休養日  
平 日：1日以上  
※オンシーズンに休養日が設定しにくい場合、オフシーズンに休養日を振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日  
休養日の設定は、学期中に準ずる。  
ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。
- (3) 活動時間  
平 日：3時間程度  
休業日等：5時間程度  
できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。  
※平日は、午後7時15分までとする。  
※朝は、午前8時10分までとする。  
※活動終了後は速やかに諸片付けを済ませ、30分以内に帰宅の途に着くものとする。
- (4) その他  
定期考査1週間前は原則として部活動休止日とする。ただし、考査後2週間以内に大会試合等が予定される部活動については、所定の届出をして1日1時間程度の練習を認める。（ただし、生徒が学習時間を確保できるようにする）

### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 学校は、学校生活の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る運動部を設置するよう努める。
- (2) 学校は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- (3) 学校は、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と本方針を読み合わせ、理解と協力を促す。

### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 県内外派遣回数は特に制限はしない。  
県外合宿・遠征は年間10回以内とする。  
県内合宿・遠征は年間10回以内とする。
- (2) 主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を校長まで2週間前までに提出する。

### 6 年間計画及び活動実績の提出

- (1) 部顧問は、年間の活動計画を作成して提出する。
- (2) 部顧問は、活動実績を提出する。

### 7 その他

- 部活動委員会は部活動係を委員長とし、適宜開催する。

令和6年12月一部改訂